

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人末福社会（以下「法人」という。）定款第8条及び第15条の規定に基づく役員及び評議員の報酬等の基準、額及び費用弁済に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- 1 役員とは、定款第5条による理事及び監事をいう。
- 2 評議員とは、定款第12条による者をいう。
- 3 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第15条に定めるところにより無報酬とする。

## (費用弁償)

第4条 法人は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、社会福祉法人末福社会旅費規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年9月1日より改正施行する。